

## 第145回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和7年7月28日（月）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

中井会長、興津委員、小畑委員、松本委員、森委員

（2）大阪市職員

渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）第143回及び第144回会議要旨の確認

（2）新規案件（1件）の調査審議

（3）新規申出案件の取扱いについて（報告）

（4）市に提供された情報への対応について

（5）継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

事務局から、案件番号「令元一職9」の拡散防止の措置及び公表内容に係る諮問については、第143回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和7年6月17日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）第143回及び第144回会議要旨の確認

○第143回及び第144回の会議要旨を確定した。

議題（2）新規案件（1件）の調査審議

○新規案件1件の諮問を受け、事務局から説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

議題（3）新規申出案件の取扱いについて（報告）

○申出のあった案件番号「令7-1」について、条例第6条第2項の規定に基づき、申出の内容及び審査会の意見を聴かなかった理由について、市民局から報告があった。

○上記報告に対し、審査会は審査会の意見を聴かなかった理由について特段の意見は述べないこととした。

議題（4）市に提供された情報への対応について

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数2通）について、市民局から説明を受けた。

議題（5）継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち1件について、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令3-1」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当し、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容

の細部については会長に一任することとした。

- ・ 本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第2号アに該当する。
- ・ 当該部分については、条例第2条第1項第1号ウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・ 残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

○ 案件番号「令2－職2」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・ 本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。
- ・ 本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。
- ・ よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

○ 案件番号「令5－職1」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・ 本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。
- ・ 本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。
- ・ よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

○ 案件番号「令6－職1」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・ 本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。
- ・ 本件表現活動は、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。
- ・ よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

以上